

生命保険は資産運用・資産形成にも使える

拠出時の生命保険料控除と、資産形成の動機づけに着目する

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第1部でこの制度はどのような場合に利用すべきか「制度→利用局面」の分析を行います。

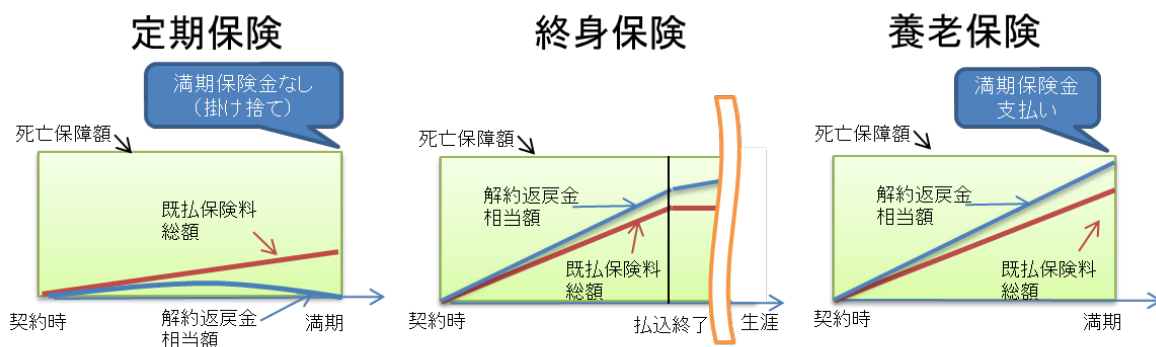
第1部の5回目は生命保険について。生命保険は資産運用・資産形成にも利用することができます。生命保険を資産運用・資産形成に利用しようと考えたとき、他の制度と比べた生命保険の特徴はどのようなものになるのでしょうか。

1. 資産運用・資産形成にも使える生命保険とは

生命保険というと、家族のうち主たる収入を稼ぐ人に万一のことがあった際の保障を思い浮かべる人が多いと思います。もちろん、生命保険の第一義的機能は被保険者の死亡時に備えることです。ですが、生命保険の機能はそれだけではありません。**被保険者が保険の満期まで生存している場合に支払われる満期保険金や、中途解約した際に支払われる解約返戻金に着目して、資産形成・資産運用を行うこともできます。**

生命保険には様々なタイプのものがありますが、代表的なものとして、定期保険、終身保険、養老保険などのタイプが挙げられます。これらの保険のイメージは次の図表のようになります。

生命保険のタイプの例（保険料月払いの場合）



(注)これらは、一般的な生命保険の特徴を説明したものです。個別の商品においては、性質が異なるものもあります。終身保険・養老保険では、解約返戻金相当額(または満期保険金)が保険料総額を上回る例を示しましたが、加入年齢・保障内容・予定利率等によっては、保険料総額を下回る場合もあります。

(出所)大和総研作成

定期保険は、満期保険金が支払われないかわりに死亡保障額に対する保険料の水準は低く、保障機能に特化した生命保険です。満期までに被保険者が死亡しなかった場合、保険金は支払われないものです（掛け捨てになります）。解約返戻金の水準も低く、資産形成の機能は備わっていないので、資産形成は別途、他の金融商品で行う必要があります。

終身保険は、満期保険金は支払われませんが、保険料の払込みが終了した後も死亡保障が生涯続く生命保険です。死亡した際には必ず一定額の死亡保険金が支払われるので相続対策に用いることもできます。また、被保険者が死亡する前に解約し解約返戻金を受け取ることもできます。

養老保険は、満期までに死亡した場合の死亡保険金と満期まで生存した場合の満期保険金を同額とした生命保険です。その分、死亡保障額に対する保険料の水準は高くなりますが、死亡保障を受けながら老後のための資産形成を行うことができます。学資保険もこのタイプのものが多いものと思われまます。

このほか、個人年金保険や定期付終身保険（終身保険だが一定期間の死亡保障額が増額されている保険）、死亡保障を一時金でなく年金で受け取れる保険など、生命保険には様々なタイプがあります。

定期保険のように、満期返戻金がなく解約返戻金もほとんどないようなタイプの保険は資産形成・資産運用には使えませんが、終身保険や養老保険などのタイプの保険は、死亡保障のほか、満期保険金や解約返戻金を見越して資産運用・資産形成のために用いることもできます。

もともと、保険金は保障機能のための費用や経費にも使われ、これらを控除した後の金額を運用に回しますので、解約返戻金（または満期保険金）が既払保険料を上回るか下回るかはケースバイケースです。昨今の予定利率の低下により、解約返戻金（または満期保険金）が既払保険料を下回る商品も多くあります。

2. 生命保険以外の資産も万一の際の保障になる

生命保険が資産形成・資産運用機能を持つ場合がある一方、生命保険以外の他の資産も万一の際の保障機能を持つものとも言えます。NISA や財形などで運用している資産も、運用者本人が死亡した際には相続人に相続され、遺された家族はこれらを生活費に充てることができます。

どの程度生命保険の保障機能が必要かは、必要保障額を計算することで求められます。

必要保障額は、家族のうち誰かが亡くなった場合に、遺された家族（子どもは、自立すると思われる年齢まで）の生涯の収支の不足額を計算し、そのマイナス分から、家族が保有している資産額を差し引いた残額となります。

もし、家族のうち誰かが亡くなった場合でも遺された家族の生涯の収支がマイナスにならないのであれば、その人について死亡保障のある生命保険を掛ける必要はありません（必要がなくても、税制上のメリットを得るために生命保険に加入することはあり得ます）。

夫婦共働きの家族で、夫婦のうち一方が亡くなったとしても他方の収入だけでも十分に生活していくことが可能なケースなどは、夫婦ともに生命保険を掛ける必要がない場合もあります。他方、専業主婦（専業主夫）は収入を得ていないため、もし専業主婦が亡くなった場合でも収入が減るわけではありませんが、家事や育児を担う人がいなくなるにより支出が増加することが考えられます。それにより収支が厳しくなることが想定される場合は、専業主婦（専業主夫）にも生命保険を掛ける必要があると言えます。

なお、生命保険には相続させる予定の財産を誰に支払うかを指定できる機能もあります。死亡保険金は原則として遺産分割の対象からは分離され、受取人固有の財産となります。ただし、相続税額を算出する際には、死亡保険金は相続財産とみなされ、遺産分割の対象となる財産と合算されます（もっとも、死亡保険金には一定の非課税枠があります¹）。

いくら死亡保障が必要か、必要保障額を算出するにはどうすればよいかという話は他のレポートや書籍に譲ることとし、今回は、生命保険を資産形成・資産運用の手段の一つ、あるいは相続対策の手段の一つとして捉えた場合に、税制上のメリットも考慮して、生命保険を利用するか他の制度を利用するべきかの検討を行います。

3. 生命保険の税制（資産運用・資産形成として捉えた場合）

生命保険には、生命保険料控除があり、所得税・住民税それぞれで、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の区分ごとにそれぞれ以下の金額を所得控除することができます（2012年1月1日以後の契約の場合、以後同じ）。

生命保険を資産運用・資産形成のために用いる場合に使うことができる区分としては、一般生命保険料または個人年金保険料の区分になるものと考えられます。

各区分における生命保険料控除の所得控除額（2012年1月1日以後の契約の場合）

所得税		住民税	
年間の支払保険料等	所得控除額	年間の支払保険料等	所得控除額
2万円以下	支払保険料等の全額	1.2万円以下	支払保険料等の全額
2万円超4万円以下	支払保険料等×1/2+1万円	1.2万円超 3.2万円以下	支払保険料等×1/2+0.6万円
4万円超8万円以下	支払保険料等×1/4+2万円	3.2万円超 5.6万円以下	支払保険料等×1/4+1.4万円
8万円超	一律4万円(上限)	5.6万円超	一律2.8万円(上限)

（出所）法令をもとに大和総研作成

所得税については、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料をすべて併用することができます。合計で最大年12万円まで所得控除することができます。住民税については一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の所得控除額の合計が年7万円を超える場合は、実際に所得控除できるのは上限の7万円までとなっています。

なお、生命保険料を毎月（またはボーナス時等）でなく全額一括で支払う方法には、「一時払

¹ 法定相続人数×500万円が相続税非課税となります。

い」と「全期前納」の方法の2つがあり、生命保険料控除の扱いが異なります²。

一時払いは、契約当初に生命保険料を全て支払う方法で、この場合は一時払いをした年だけ生命保険料控除が適用できます。

全期前納は、保険料の支払い方は月払い（または年払い等）ではあるものの保険料払い込み期間の各月（または各年等）の保険料を全て契約当初に前払いする方法です。この場合は、前納した保険料を各年分の保険料相当額に按分した上で、各年において生命保険料控除を適用できます。

契約者本人が生命保険の満期保険金や解約返戻金を受け取る場合、払込保険料と満期保険金（または解約返戻金）との差額は、原則として一時所得として課税されます。一時所得には年50万円の特別控除がありますので、これを運用益の非課税制度と捉えることもできます。

契約者本人が死亡した際に遺族に支払われる死亡保険金は、原則として相続税の課税対象になります。ただし、死亡保険金には、法定相続人数×500万円の非課税枠があり、この金額を控除した金額が相続財産の課税価格に加算されます。

金額が同じであれば、現金を相続で受け取るよりも死亡保険金を受け取る方が、非課税枠の分だけ遺族の相続税負担が減ることになります。

4. 所得税（運用益）非課税となる制度との特徴比較

生命保険を資産運用・資産形成目的にも使うと考えた場合、他に比較対象となりそうな所得税運用益非課税となる制度との特徴を比較したものが次の図表です。

生命保険と、所得税（運用益）非課税となる制度との特徴比較					
	生命保険 [資産運用・資産形成として見た場合]	確定拠出年金		財形年金貯蓄	NISA
		個人型	企業型		
利用できる人	特に制約なし	加入する年金制度による	勤め先が制度を導入していることが条件	勤め先が制度を導入していることが条件	20歳以上なら誰でもOK
取扱金融機関	自由に選べる	自由に選べる	勤め先が提携している金融機関に限られる		自由に選べる
個人の掛金拠出時の税制優遇	生命保険料控除として一部所得控除(注1)	小規模企業共済等掛金控除として全額所得控除		特になし	
給付時(払出時)の課税	年金給付時は雑所得として運用益部分に課税(公的年金等控除なし)、解約返戻金を受け取る際は、運用益部分は原則一時所得として課税(50万円特別控除、1/2課税あり)	給付時は元本部分も含め課税対象だが、退職所得控除や公的年金等控除あり		運用益非課税(元本部分も当然課税されない)	
相続時の課税	死亡保険金の非課税枠あり(法定相続人数×500万円)	死亡退職金の非課税枠あり(法定相続人数×500万円。ただし、退職金との合算枠)		特に優遇なし	
運用できる金融商品	保険商品の中から選択する	株式投信、公社債投信、保険商品、預貯金など		事実上、預金商品しか選択できないケースが多い	上場株式、株式投信、ETF、上場REITなど
払い出しの制限	なし(ただし、解約返戻金の条件が不利になる場合はある)	60歳到達時まで原則払い出せない		原則年金目的に限られる(要件違反は5年遡及課税)	なし(ただし、非課税枠は消費する)

(注1) 支払保険料が年12,000円以下の場合には全額所得控除されます。また所得控除には上限額があります。

(注2) この表は、各制度の概要を説明したものです。各制度の詳細は、各制度の解説の回を参照してください。

(出所) 大和総研作成

² 一時払いと全期前納とは、税制上の扱いだけでなく、保険料の金額や解約返戻金等の扱いも変わります。

生命保険は、生命保険料控除という拠出時の税制優遇が得られるという点が、確定拠出年金以外の他の金融商品・制度にはあまり見られない特徴です。加えて、相続税の非課税枠がある点も特徴と言えます。

満期保険金や解約返戻金が一時的所得となる性質を利用して、実質的に運用益を所得税非課税とすることができる場合、拠出時の税制優遇がある分、NISA や財形年金などよりも税制上のメリットが大きいと考えることもできそうです。

ただし、生命保険の保険料の一部は死亡保障のために使われるため、資産運用として捉えた場合の期待利回りは、投資信託などと比べて低くなる傾向にある点は注意しなければなりません。

生命保険を資産運用・資産形成目的に使う場合は、(相続まで念頭におくのであれば相続税の非課税枠も含めた) 税制優遇のメリットと死亡保障機能のための期待利回りの低下分とを天秤にかけて生命保険の利用の是非を判断するとよいでしょう。

5. 解約しづらい心理を資産形成に利用する

養老保険型の生命保険は、「満期保険金」という明確なゴールがあるため、心理的に中途解約がしづらく、満期に向けて資産形成を行うための動機づけのしきみとして優れていると言えます。

学資保険は、養老保険型の生命保険の一種で、「学資」という名称がついていることと、子どもが18歳になったときに契約者に満期保険金が支払われる性質から、教育資金を積み立てるための動機づけとして効果的な金融商品です。

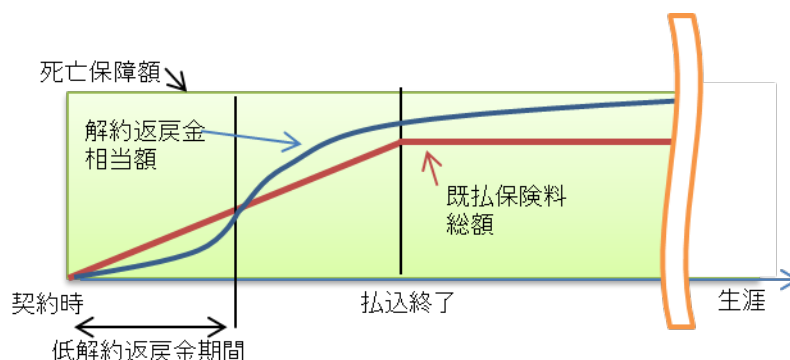
終身保険型の生命保険についても「保険料払い込み期間の満了」が明確なゴールとなり、それ以前には解約しづらい心理が働きます。

生命保険の経済的性質としても、満期前に中途解約をすると解約返戻金の条件が不利になることがあり、この点についても解約しづらく積み立てを続ける動機づけになります。

もともと、学資保険の主たる機能は、満期前に契約者（親）が死亡した場合であっても、死亡保険金が支払われ、学資を確保できる死亡保障機能ではないかと思われます。保険料の一部は死亡保障機能に充てられるため、満期までの保険料総額より満期返戻金の方が少なくなることもあります。

満期前に中途解約しづらい性質を強化した保険が「低解約返戻金型終身保険」です。

低解約返戻金型生命保険のイメージ図



(注) 一般的な低解約返戻金型生命保険の特徴を説明したものです。
個別の商品においては、性質が異なるものもあります。
(出所) 大和総研作成

低解約返戻金型終身保険は、契約後一定期間内に解約した場合の解約返戻金の水準が低く抑えられている終身保険です。一定の低解約返戻金期間内に解約した場合、既払保険料総額より解約返戻金が少なくなる「元本割れ」になる一方、低解約返戻金期間の経過後は既払保険料総額より解約返戻金の額の方が多くなるのが一般的です。

低解約返戻金期間を乗り越えた後に解約することを想定して、低解約返戻金型終身保険を学資保険や養老保険の代わりとして利用されることもあります。

低解約返戻金型終身保険は、低解約返戻金期間内に解約すると「元本割れ」になる性質が、解約を思いとどまらせる大きな「心理的ハードル」となります。

投信積立などでも毎月定期的に資産を積み立てていくことはできますが、満期や「低解約返戻金期間」という明確な目標がない分、途中で積み立てを中止したり取り崩したりするための心理的な抵抗は生命保険よりも弱いものと考えられます。

もっとも、生命保険の保険料の一部は死亡保障のために使われるため、資産運用として捉えた場合の期待利回りは、投資信託などと比べて低くなる傾向にあります。投資信託には生命保険料控除はありませんが、明確な目標を持って積み立てを続けられる自信があり、より高い期待利回りを求める人は、生命保険よりもNISAを利用して投信積立を行うなどの方法を使った方がよいでしょう。

生命保険のまとめ

被保険者が保険の満期まで生存している場合に支払われる満期保険金や、中途解約した際に支払われる解約返戻金に着目して、生命保険を資産形成・資産運用にも用いることができます。

終身保険や養老保険などのタイプの保険は、死亡保障のほか、満期保険金や解約返戻金を見越して資産運用・資産形成のために用いることもできます。

生命保険は、生命保険料控除という拠出時の税制優遇が得られるという点と相続税の非課税枠がある点が、確定拠出年金以外の他の金融商品・制度にはあまり見られない特徴です。また、生命保険には満期や保険料払い込み期間の満了などの明確なゴールがある点が、解約しづらい心理を生み、資産形成を行うための動機づけとして有効な面があります。

ただし、生命保険の保険料の一部は死亡保障のために使われるため、資産運用として捉えた場合の期待利回りは、投資信託などと比べて低くなる傾向にあります。税制優遇や動機づけとして有効な面と、期待利回りの低下分とを天秤にかけた上で、生命保険を利用するか他の制度を利用するかを判断すべきでしょう。

(次回は、第1部⑥贈与税について)

以上